

政策目標3 個性が輝く高等教育の推進と私学の振興

「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代の牽引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方の関係構築する。

主管課（課長名）

高等教育局高等教育企画課（藤原 誠）、
大臣官房文教施設企画部計画課（岩立 忠夫）

関係課（課長名）

高等教育局大学振興課（中岡 司）、同専門教育課（藤原 章夫）、同医学教育課（三浦 公嗣）、
同学生支援課（村田 善則）、同国立大学法人支援課（永山 賀久）、同私学部私学行政課（杉野 剛）、
同私学部私学助成課（芦立 訓）、同参事官（北尾 善信）

評価の判断基準

各施策目標の平均から判断（S = 4、A = 3、B = 2、C = 1として計算）

S = 3.4~4.0
A = 2.6~3.3
B = 1.8~2.5
C = 1.0~1.7

平成18年度の状況

個性が輝く高等教育の推進と私学の振興のため、主に下記のような取組を行った。

大学などにおける教育研究の質の向上(3 - 1) A

大学等の特色や個性に即した各種プログラムを継続的に実施している（「特色ある大学教育支援プログラム」（48件 前年比1件増）、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」（565件 前年度比56件増）、「大学教育の国際化推進プログラム」（393件 前年度比277件増）、「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」（22件 前年度比2件増）等）。また、各大学等は検討過程等で教育改革に意欲的に取り組むと共に、フォーラム等への積極的参加等、各大学等において積極的・意欲的な教育改革の取組が実施されている。支援期間終了プログラムを対象としたアンケート調査によると、7割以上の大学等から高い評価を得ている。また、ほぼ全ての大学等が支援終了後も高等教育の活性化に向けて各大学等が自主性・自律性に基づき特色ある取組を展開している。このほか、「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」（6件 18年度開始）等の実施により、質の高いインターンシップ等の普及・定着を促し、各大学における産学連携による高度専門人材養成及び教育研究機能の推進を図っている。このように各種プログラムの定着、豊富化を行ったことにより、意欲的な取組が全国の大学等に広がっている。

FD（ファカルティ・ディベロップメント）を行う大学は前年度比41校、厳格な成績評価（GPA）を行う大学は前年度比34校、それぞれ増加し、各大学等における日常的な教育内容・方法の改善も進捗している。

専門職大学院の70%以上が、高度専門職業人の養成を目的としたプログラムによる支援を受け、教育内容・方法の開発・充実等を図る取組を実施している。

21世紀COEプログラム採択拠点に対し継続的支援を行い、中間評価では約96%の拠点が「当初目的の達成が可能」との評価を受けている。着実な拠点形成に加え、申請を通じた大学間の競争的環境の醸成によって、世界最高水準の大学づくりが着実に進展している。

大学の教員組織の見直し等に関する「学校教育法の一部を改正する法律」の公布と、大学設置基準等の見直しにより、各大学においては、教員組織の見直しが行われた。また、任期制を採る大学が増加傾向にあり、教員組織の活性化が進んでいる。

大学院教育に関して、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育-国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて-（平成17年9月5日）」の提言を踏まえ、平成18年3月30日に「大学院教育振興施策要綱」を策定し、今後の大学院教育改革の方向性として、各大学院における教育の実質化の取組を支援し、学位の国際的な通用性、信頼性の向上を図るとともに、世界的な教育研究拠点の形成を進めることにより、国際的に魅力ある大学院教育の構築を図るとした。その具体的な取組施策の一つである国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成に向け、「グローバルCOEプログラム（ポスト「21世紀COEプログラム」）」の制度設計を行った。

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令を改正し、標準額の上限を引き上げたことに加え、外部資金比率の平均額は法人化以来上昇しており、各大学の努力により自主性・自律性を確保している。また学長裁量の予算・定員を設定する法人が増加しており、各法人の特色に応じた戦略的な資源配分が行われている。公立大学法人の数は年々増加しており、法人化を契機として教育研究の高度化や個性豊かな大学づくりに向けた取組が行われている。私立大学については、改正私立学校法が施行され、理事・監事・評議員会の制度について、それぞれの権限や役割分担の明確化によって、学校法人における管理運営制度の改善を図っている。また法施行後も、各学校法人の自主的な改善努力を促している。このように、法令改正等を契機に、国公私立大学等のマネジメント面における自主性・自立性の向上に向けた取組が進んでいる。

大学設置認可の弾力化が進められたことで、大学設置認可の弾力化による大学等の参入や組織改編は、届出制導入以前よりも増加している。認証評価制度については、実施校数が順調に増加しており、制度開始から3年で全体の約2割の大学・短大・高专が認証評価を受けた。また認証評価機関の整備も一層の充実が図られている。大学設置認可の弾力化と大学評価システムが一体となって順調に機能し、各大学等の継続的な教育研究の質の向上に資している。

大学などにおける教育研究基盤の整備(3 - 2) B

「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」の初年度として、施設整備に関しては「大学附属病院の再生」について11万㎡(目標の92%)の整備を行った。「教育研究基盤施設の再生」としての「老朽再生整備」は31万㎡(目標の39%)、「狭隘解消整備」については12万㎡(目標の75%)に留まっており今後の一層の推進が必要である。教育研究施設における共同利用スペースは141万㎡と(前年度比113%)、国立大学等の自助努力による整備についても509件(前年度比111%)順調に進捗している。

意欲ある学生への支援体制の整備(3 - 3) A

奨学金事業について、貸与人員の増員を行った。貸与基準を満たす申請者については、年度内にほぼ全員を採用し、意欲と能力のある学生が安心して学べる環境の整備に資している。

特色ある教育研究を展開する私立学校の振興(3 - 4) B

私立学校への経常費補助、外部資金の増加促進、経営改善努力の支援を行い、教育研究条件を支える経営基盤の安定を図ることで私学の振興に資している。また財務状況を公開する学校法人は着実に増加(平成18年度86.3%前年度比1%増)し、管理運営面の透明性が高まっている。大学法人の総負債比率は減少しているが、帰属収入で消費支出を賄えない文部科学大臣所轄学校法人の割合が減っていないのが現状である。

政策目標の評価は、 $(3 + 2 + 3 + 2) \div 4 = 2.5$ であった。

評価結果

B

19年度以降の政策への反映方針

大学などにおける教育研究の質の向上(3 - 1)、意欲ある学生への支援体制の整備(3 - 3)

教育研究の質の向上、学生支援に関する目標は順調に進捗しているが、各種プログラムや評価制度、奨学金制度について一層社会の負託に応えるものとすべく、更なる充実に向けた検討を行い、今後も引き続き事業を実施する。

大学などにおける教育研究基盤の整備(3 - 2)

第2次5か年計画の整備目標のうち、進捗状況の遅れている「老朽再生整備」、「狭隘解消整備」を一層推進するとともに、国立大学等が取り組む自助努力による新たな整備手法による整備などのシステム改革の一層の推進を図る。

特色ある教育研究を展開する私立学校の振興(3 - 4) B

私立学校の振興における、達成されていない目標については、税制上の特例措置の周知や予算措置の増額・効果的な配分などについて引き続き、各学校法人の自主的な経営改善の取組支援施策の更なる推進を図る一方で、それらは主として社会・経済情勢の変化に起因するものと考えられるため、予算措置の額のみを判断基準とせず、私立学校の教育研究条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減といった観点から達成目標及び判断基準の見直しを検討する。

政策評価担当部局の所見

量だけでなく、質を重視した判断基準の設定や、アウトカム指標の充実について検討すべき。単年で結果ができない施策についても、できるだけフォローすべき。